

議案第42号

大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例の一部を改正する条例

大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 空き地の適正管理（第16条・第17条）」

を

「第2節 空き地の適正管理（第16条）」

に、

「第3節 生活排水の処理（第18条）」

を

「第3節 生活排水の処理（第17条）」

に、

「第4節 住宅地近隣の騒音、振動、悪臭等防止（第19条）」

第4章 公害の防止」

を

「第4節 住宅地近隣の騒音、振動、悪臭等防止（第18条）」

第5節 違反者に対する措置等（第19条—第19条の3）」

第4章 公害の防止」

に、

「第7章 補則（第28条—第32条）」

を

「第7章 補則（第28条—第30条）」

に改める。

第17条を削る。

第3章第3節中第18条を第17条とする。

第3章第4節中第19条を第18条とし、同条の次に次の節名及び3条を加える。

第5節 違反者に対する措置等

（助言、指導及び勧告）

第19条 市長は、第14条に違反し、又は空き地の所有者等が当該空き地の雑草の繁茂や枯れ草の密集等により、著しく環境を阻害し、又は廃棄物が不法に投棄される恐れがあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該土地等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該土地等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条の2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第19条の3 市長は、前条の規定による命令を受けた当該所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である土地等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

第30条及び第31条を削り、第32条を第30条とする。

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。